

これまで使っていた戸籍  
(改製原戸籍になります)

昭和四拾年参月参日 沖繩県うるま市で出生同月八日父届出入籍	昭和参拾八年四月式日 沖繩県うるま市で出生同月八日父届出入籍	平成元年八月参拾日 富士桃子と婚姻届出 沖繩県うるま市うるま六丁目十番うるま一郎戸籍から入籍	平成元年八月参拾日 編製	本籍 沖繩県うるま市うるま二丁目六十六番地の一	改製原戸籍 平成六年法務省令第五一号附則第二條第一項による改製につき平成拾八年拾月拾六日消除
父 富士次郎 長女	父 うるま一郎 長男	母 花子	母 富士子	氏名 うるま太郎	
妻 桃子	夫 太郎	出生 昭和四拾年参月参日	出生 昭和参拾八年四月式日		

旧戸籍謄本と  
新戸籍謄本の違い

このように  
変わります

これからの戸籍

(1の1) 全部事項証明	
本籍 氏名	沖繩県うるま市うるま二丁目66番地1 うるま 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成18年12月16日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 うるま一郎 【母】 うるま富子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 沖繩県うるま市 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 沖繩県うるま市うるま六丁目10番 うるま一郎
戸籍に記載されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 沖繩県うるま市 【届出日】 昭和40年3月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 うるま太郎 【従前戸籍】 沖繩県うるま市うるま一丁目10番 富士次郎
以下余白	
発行番号 00000001 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成18年12月18日 沖繩県うるま市長 知念 恒男	職印

●戸籍証明書の呼び方が変わります。

全員を証明するこれまでの戸籍謄本は「全部事項証明」に、個人を証明する戸籍抄本は、「個人事項証明」に名称が変わります。(証明書等の発行手数料は変わりません。)

●戸籍の証明書が変わります。

これまでの縦書き文書形式から、横書きで見やすい箇条書き形式による証明になります。また数字が算用数字になり、とても読みやすくなります。

●本籍や住所の表示が一部変わります。

本籍や住所の地番表示で「〇〇番地の〇〇」とあるものの「の」を削除して「〇〇番地〇〇」として統一化を図っていきます。このため、住民票の現住所欄や本籍欄及び戸籍の附票の住所欄の「の」の表示を削除します。

戸籍証明書の新旧対照

変更事項	これまでの戸籍	コンピュータ化後の戸籍
名称	戸籍謄本 戸籍抄本	全部事項証明 個人事項証明
様式	A3版縦書	A4版横書
書式	文書形式	箇条書き
用紙	白紙	地紋紙(改ざん防止用紙)
公印	朱肉印	黒印(電子公印)

注. これまで使用していた戸籍は「改製原戸籍」となり、相続等で「改製原戸籍」が必要な方はこれまでどおり多少のお時間が必要になります。なお、「改製原戸籍」のコンピュータ化は平成19年2月末を予定しております。